

介護給付費算定に係る体制等に関する届出について (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)

これらの要件は、令和4年10月1日現在のものであり、今後、厚生労働省からの通知等があった場合は、要件の内容を見直す場合がありますのであらかじめご了承ください。

- ※1 届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から算定が可能です。(消印有効)
16日以降になされた場合は翌々月からの算定になります。
- ※2 加算を取り下げる場合は速やかに広域福祉課に届け出てください。

1. 加算

項 目	必 要 書 類
リハビリテーションマネジメント加算 (A) イ・(A) ロ (B) イ・(B) ロ (訪問リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表
移行支援加算 (訪問リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④訪問リハビリテーション事業所における移行支援加算に係る届出(別紙17)
サービス提供体制強化加算 (I) (II) (訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表 ④サービス提供体制強化加算に関する届出書(別紙12-2) ⑤誓約書(加算用)
事業所評価加算(申出) (介護予防訪問リハビリテーション)	①連絡票 ②介護給付費算定に係る体制等に関する届出書 ③介護給付費算定に係る体制等状況一覧表

2. 算定要件

基 準	解 釈 通 知
指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第19号)	指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制伴う実施上留意事項について (平成12年3月1日老企第36号)
指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第127号)	指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上留意事項について (平成18年3月17日老計発0317001老振発0317001老発03170010317001)